

磐田市告示第64号

磐田市手数料条例（平成17年磐田市条例第67号）の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの及び法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるものを次のように定める。

令和6年3月15日

磐田市長 草地博昭

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律による認定手数料区分の基準

- 1 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請又は法36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更に係る認定の申請の一戸建ての住宅又は共同住宅等の住戸部分の適合証明を添付しない場合の区分の欄中法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるものは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準とする。
- 2 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請又は法36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更に係る認定の申請の共同住宅等の非住宅部分又はその他の建築物の適合証明を添付しない場合の区分の欄中法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。
 - (1) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準
 - (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省令・国土交通省令第1号）附則第3項による基準省令第10条第1号ロ(2)に規定する基準
- 3 法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請の一戸建ての住宅又は共同住宅等の住戸部分の適合証明を添付しない場合の区分の欄中法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請の一戸建ての住宅及び共同住宅等の住戸の部分の適合証明を添付しない場合の区分の欄中法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能基準のうち市長が別に定めるものは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びに第10条第2号イ(2)並びに第1条第1項第2号ロ(2)及び(3)並びに第10条第2号ロ(2)に規定する基準とする。

附 則（令和6年3月15日制定）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度磐田市公告 磐建建第76号は、令和6年3月31日限り廃止する。